

## 特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟 行動規範

### (目的)

第1条 この行動規範は、特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟（以下「本連盟」という）の全ての役職員及び選手・スタッフが、職務（競技や練習等も含む）を行う上での倫理指針であり、その行動の拠り所とするものです。これをもって本連盟に対する社会的信頼を維持・確保するとともに、スノースポーツの競技力の向上と普及・発展に寄与することを目的とします。

### (行動規範)

第2条 当連盟の役職員及び選手・スタッフは、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 法令及び諸規則等の遵守

法令、諸規則、社会ルール（以下「法令等」という）及び本連盟の規程を遵守し、常に良識を持って誠実に行動すること。第三者に対して、法令等に違反する行為を指示又は強要しないこと。

(2) 差別の排除

社会生活及び職務遂行において、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ又は学歴等を理由とした差別を行わず、人権を尊重し、平等に対応すること。

(3) ハラスメントの禁止

それぞれの立場を利用したハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントを含むが、これらに限らない）を行わないこと。

(4) 社会への貢献

日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献すること。

(5) ドーピング行為の禁止

ドーピング行為を一切行わないこと。健康上の理由によりやむを得ず薬物等を服用する場合には、必ず事前に医師に相談しドーピングに当たらないことを確認した上で服用すること。なお、競技前に薬物等を服用する場合には、予め本連盟にその旨を報告しなければならない。

(6) 違法薬物の使用禁止

違法薬物（覚せい剤、大麻、コカイン、ヘロインその他違法な薬物をいう）を一切使用しないこと。

(7) 喫煙及び飲酒の禁止

未成年者は、喫煙及び飲酒を一切行わないこと。

- (8) 違法賭博の禁止  
違法賭博（違法カジノ等、形態は問わない）を行わないこと。違法賭博が行われている場所に立ち入らないこと。
- (9) 礼儀礼節の保持  
社会人としてのルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえ、本連盟の役職員及び選手・スタッフとしての自覚と責任をもって行動すること。
- (10) 名誉棄損行為等の禁止  
本連盟又は本連盟の役職員及び選手・スタッフの名誉を害し、又は信用を傷つけるような行為をしないこと。
- (11) 秩序維持  
本連盟の正常な運営を妨げたり、秩序や風紀を著しく乱すような行為をしないこと。
- (12) 反社会的勢力の排除  
反社会的勢力とは、一切の関係を持たないこと。
- (13) 利益相反
  1. 日常の行動については、公私の別を明らかにして、職務やその地位を利用して、自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
  2. 業務委託・物品・サービス等の購入・契約などについては、取引業者との関係を明確にして、利益相反に留意し特定業者への利益供与を排さなければならない。

(報告義務)

第3条 役職員及び選手・スタッフは、自らこの行動規範に違反したとき、又は他の役職員及び選手・スタッフがこの行動規範に違反していることを知ったときは、直ちに本連盟法務倫理委員会に報告する義務を負う。

(違反者の処分)

第4条 本連盟は、法務倫理委員会での審議に基づき、理事会の決議を経て違反者を公正かつ適正に処分する。

(改廃)

第5条 この行動規範の改廃は、理事会の決議による。

付則

この行動規範は、平成28年11月26日から施行する。

平成28年11月26日 制定

令和1年10月14日 改訂